

審査メモ（審査状況及び論点）

<目次（今回申請された変更）>

1 行政記録情報等の活用による調査の効率化

- ① - 1 : 水稲の作付面積に係る実測調査（全国で約10,000単位区）の取りやめ 2頁
- ① - 2 : さとうきびに係る調査の報告者数の縮減 4頁

2 水稲以外の作物に関する調査の変更

<報告者>

- ② - 1 : 水稲以外の作付面積調査について、農林業経営体を調査対象に追加
(収穫量調査については、既に調査対象になっており、今回の変更により、両調査を一体的に実施) 6頁

<調査票>

- ② - 2 : 前記② - 1 に伴い、本調査で用いる調査票の見直し・再編
(注) これに併せて、水稲に係る調査票についても様式番号を修正 8頁

<標本設計>

- ② - 3 : 前記② - 1 に伴い、農林業経営体の標本設計を見直し 10頁

<調査方法>

- ③ : 地方農政局等経由で行っていた郵送・オンライン調査を、基本的に民間委託化するとともに、一部に職員調査・調査員調査を導入 13頁

<調査周期>

- ④ : 3年又は6年ごとに全国調査を行っていた作物について、全国調査の実施周期を5年に統一（全国調査実施年以外は、主産県調査を実施） 17頁

<調査の実施時期>

- ⑤ - 1 : 一部の作物（大豆、果樹）に係る関係団体等に対する作付面積調査について、収穫量調査と一体的に実施（調査票についても統合） 20頁

<公表時期>

- ⑤ - 2 : 一部の作物（大豆、果樹、かんしょ、そば、さとうきび）について、公表時期の変更（大豆、果樹については、前記⑤ - 1 に連動） 21頁

3 耕地面積調査に関する変更

- ⑤ - 3 : 前記⑤ - 2 に連動して、耕地面積調査の詳細（確報に相当）の公表時期を変更 23頁

（注）部会審議と並行して審査業務を行っており、今後、審査メモの「審査状況」に修正が入るとともに、論点が変更になる場合もあります。

今回申請された変更

1 行政記録情報等の活用による調査の効率化

(変更内容)

① - 1 水稲の作付面積に係る実測調査（全国で約 10,000 単位区）の取りやめ

(審査状況)

ア 作物統計調査（以下「本調査」という。）における面積調査のうち、水稲の作付面積調査については、現在、地方農政局等の職員又は統計調査員による実測調査^(注1)により、全国の約 10,000 単位区で調査を実施している。

(注) 作付面積調査における実測調査とは、地方農政局等の職員又は統計調査員が現地に出向いて、目視により作付の状況確認を行うなどの方法で情報を収集する調査

イ 他方、水稲の作付面積については、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 生産第 3578 号）（別添 1 参照）に基づき、地方農政局長等が、都道府県、市町村、農業者団体等の関係機関と連携し、各都道府県及び地域農業再生協議会^(注)に係る地域別の米の作付状況等（以下「要領データ」という。）を把握して、農林水産省に報告し、報告を受けた農林水産省は、毎年 10 月中旬目途に公表している。

(注) 地域農業再生協議会は、「経営所得安定対策等推進事業実施要綱」（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号）を設置根拠とする農業協同組合、経営体、地方公共団体等で構成される会議体

ウ 水稲の作付面積については、地方農政局等の職員又は統計調査員が現地を直接確認することにより収集したデータを用いてきたという歴史的経緯もあり、要領データによる代替可能性については、これまで検討されていなかった。

しかし、近年、地方農政局等において相当程度統計業務に携わっている職員の減少により、現行の調査方法の維持が困難な状況になってきているという状況を踏まえ、農林水産省は、改めて、要領データによる代替可能性について検討したところである。

エ 農林水産省において、本調査における作付面積調査の結果と要領データによる県別の公表データを比較した結果は、別添 2 のとおりであり、全国における整合率（要領データ／本調査結果）は 98.3% であり、都道府県別にみても 90% 以上であった。

これを受け、農林水産省は、要領データによる代替がおおむね可能であることが確認できたとして、これを活用しつつ、必要な補完^(注)を行った上で、今後も水稲の作付面積の公表を継続することとし、これまでの実測調査（全国 10,000 単位区）を取りやめることを計画している。

(注) 要領データの結果では、例えば、学校や試験場などの非営利団体等については、把握できていない可能性があることから、その部分については、別途、情報収集を行い補完する予定である。

オ 今回予定されている変更については、上記のとおり、①調査に係る事務負担の軽減を図りつつ、②これまでと同等のデータの公表を継続することを可能とするものであり、おおむね適当であると考えるが、要領データの内容等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 要領データは、誰から誰にどのようなデータが情報提供されるのか。
また、要領データは、本調査で必要なデータを網羅しているのか。
- 2 情報の把握方法が全く異なる要領データと作付面積調査（サンプルとして抽出した区域から得た結果を復元）が、ほぼ同一というのは逆に不自然にも見えるが、なぜ、結果が近似するのか。

(変更内容)

① - 2 さとうきびに係る調査の報告者数の縮減

(審査状況)

ア さとうきびの作付面積調査及び収穫量調査については、現在、鹿児島県及び沖縄県の製糖会社・製糖工場などを対象に、約 90（全数）の報告者から回答を求める形で調査を実施している（両調査を一つの調査票により一体的に実施）。

イ 他方、鹿児島県は、「さとうきび増産計画（平成 27 年 12 月改定）」を策定し、同計画に基づき、事業を行っているところであり、同県の屋久島を除く島しょ部^{（注）}のさとうきびの生産実績（以下「県保有データ」という。）について、9 月目途で公表している。

（注）鹿児島県の本土及び屋久島におけるさとうきび栽培は小規模で行われることが多く、鹿児島県の事業の対象となっていないことから、鹿児島県では情報を有していない。

ウ そこで、農林水産省は、調査の効率化を図るために、県保有データの活用について、鹿児島県と協議を行うとともに、代替可能性について検討してきたところである。

エ 農林水産省において、本調査における作付面積・収穫量と県保有データの比較表については別添 3 のとおりであり、全体における整合率（県保有データ／本調査結果）は、令和 5 年産の栽培（作付）面積で 97.9%、収穫量は 99.9%^{（注）}であった。

これを受け、農林水産省は、県保有データによる代替がおおむね可能であることが確認できたとして、県保有データを活用しつつ、それ以外の地域（鹿児島県の本土及び屋久島並びに沖縄県）について引き続き調査を行って、公表を継続する一方で、鹿児島県の屋久島以外の島しょ部については、本調査を取りやめ、図表 1 のとおり、さとうきびに係る調査の報告者数を縮減することを計画している。

（注）さとうきびの栽培（作付）面積は、①実際に収穫した面積、②栽培しているが本年産に収穫しない面積、③種苗用面積（※）で構成されるが、県保有データは③種苗用面積を含んでいないため、数値は 100% に満たない。このため、その部分については、別途、農林水産省が情報収集を行い補完する予定である。

※ さとうきびは、種ではなく茎を植えて苗を栽培するため、苗を育てて次の作付けを行う必要があり、種苗用面積とはこの苗を育てるために使用している面積のこと。

図表 1 さとうきびの報告者数

	現状	変更後
鹿児島県	63	4
沖縄県	23	23
計	86	27

オ 今回予定されている変更については、上記のとおり、①調査に係る事務負担の軽減を図りつつ、②これまでと同等のデータの公表を継続することを可能とするものであり、適當であると考える。

(論点)

特になし

2 水稲以外の作物に関する調査の変更

(変更内容)

❷-1 水稲以外の作付面積調査について、農林業経営体を調査対象に追加（収穫量調査については、既に調査対象になっており、今回の変更により、両調査を一体的に実施）

(審査状況)

ア 現在、水稲以外の作付面積調査については、農業協同組合などの「関係団体等」のみを調査対象として実施しており、データが不足する場合には、審査・集計過程における補完作業の一環として、職員又は統計調査員による巡回・見積り及び情報収集（以下「巡回等」という。）を実施している。

イ しかし、関係団体等からの回答ではデータが不足する状況が続いている、本来、補完的な位置づけである巡回等が相当な規模（令和5年調査実績で約19万地点）で行われている状況にある。一方、地方農政局等において相当程度統計業務に携わっている職員の減少により、現行の調査方法での継続が困難な状況となってきた。

ウ そこで、農林水産省は、図表2のとおり、作付面積調査についても、収穫量調査と同様に、農林業経営体を調査対象に加えることを計画している（また、これに併せて、調査票を再編の上、作付面積調査と収穫量調査を一体的に実施することを計画している。後記❷-2）。

図表2 調査対象の追加の変更案

調査区分	現行	変更案	
		令和7年産～ (麦類、大豆、そば、 なたね、野菜、花き)	令和8年産～ (陸稻、かんしょ、 飼料作物、茶 ^(注) 、 果樹)
作付面積調査	・関係団体等（全数）	・関係団体等（全数） ・農林業経営体（標本）	一体的に実施
収穫量調査	・関係団体等（全数） ・農林業経営体（標本）	・関係団体等（全数） ・農林業経営体（標本）	

(注) 茶については、作付面積調査の報告者が「関係団体等」（全数）、収穫量調査の報告者が「荒茶工場」（標本）であり、報告者が異なっていたことなどから、作付面積調査の調査対象に農林業経営体を加えた後も、両調査を別々に実施する。

エ これについては、

- ① 関係団体等への調査だけでは情報が足りないこと、
- ② 今後も調査票の回収状況によっては、補完作業としての巡回等が必要になる場合があり得るが、その実施規模の抑制が可能であること、
- ③ 収穫量調査において、既に約60,000の経営体に調査を行っており、後記❷-3のとおり、標本設計の見直しの結果、各年平均で約51,000になるとしており、実

質的には報告者数が大幅に減少することが見込まれること、

- ④ 収穫量調査の経営体向け調査票において、既に作付面積も調査事項になっており
(注)、後記②-2の調査票の再編・見直しによっても、調査事項の実質的な変更は生じず、作付面積調査と収穫量調査を一体的に実施することで新たな負担増はほとんど発生しないこと

から、農林業経営体を作付面積調査の調査対象に加えること自体について、方向性として異論はない。

しかしながら、関係団体等と農林業経営体の両方に対して調査することについての重複調査の懸念や、それぞれのデータの集計への反映方法などについて確認する必要がある(後者については、②-3の論点としている。)

(注) 現在、収穫量は、作付面積に収穫量調査から得られる10アール当たり収量(単収)を乗じることで計算しており、収穫量調査の経営体向け調査票においても、この10アールあたりの収量(単収)を計算する必要があることから、今まで作付面積も調査事項となっていた。

(論点)

- 1 現在の作付面積調査について、関係団体等のみの全数調査により行っている理由は何か。一方で、収穫量調査について、関係団体等と農林業経営体の両方に対して調査を実施している理由は何か(今回の変更で、両方に回答を求めてことで、同じ内容について重複調査になる場合があるのではないか。)。
- 2 現在の作付面積調査について、関係団体等の回答による把握状況(把握できている範囲(比率)など)を示していただきたい。
併せて、関係団体等のデータを補完するために行われている巡回等について、実施内容・実施規模を示していただきたい。

(変更内容)

②-2 前記②-1に伴い、本調査で用いる調査票の見直し・再編

(注) これに併せて、水稻に係る調査票についても様式番号を修正

(審査状況)

ア 現在、本調査について、図表3のとおり23種類の調査票で行っている。

図表3 現行の調査票様式

様式の種別	様式数
耕地面積調査	1 様式
水稻に係る調査	1 様式
水稻以外に係る調査（関係団体等用）	14 様式
水稻以外に係る調査（農林業経営体用）	7 様式

イ 本件申請では、

- 前記②-1：作付面積調査の調査対象に農林業経営体を追加
(作物により、令和7年産、8年産で段階的に実施)

- 後記⑤-1：作付面積調査の調査票を収穫量調査に統合

を行うことを契機として、図表4のとおり、現在23種類が用いられている調査票を25種類に再編する変更を計画している（別添4参照）。

図表4 調査票の再編の概要

	現行	令和7年産	令和8年産
調査票の種類	23	23	25
主な変更内容	—	<ul style="list-style-type: none">◆農林業経営体用の調査票について、作付面積調査と収穫量調査の併用にする（野菜、花き）。 (なお、これまでの収穫量調査においても、作付面積と収穫量の両方の回答を求めていたことから、基本的に調査事項の変更はない。)◆大豆及び果樹の調査票（関係団体用）について、作付面積調査票と収穫量調査票を統合◆上記変更等に伴う様式番号の変更 (注) 陸稻、かんしょ、飼料作物及び果樹の調査票（農林業経営体用）について、8年産から農林業経営体の作付面積調査を開始するため、7年産のみ従来の調査票様式で対応	<ul style="list-style-type: none">◆農林業経営体用の調査票について、作付面積調査と収穫量調査の併用にする（陸稻、かんしょ、飼料作物、果樹）。 (なお、これまでの収穫量調査においても、作付面積と収穫量の両方の回答を求めていた場合が多いことから、基本的に調査事項の変更はない。ただし、果樹については、これまで結果樹面積（農家が収穫した面積）の回答を求めていたので、栽培面積が追加される。)◆果樹については、かんきつ類用とその他用に分割◆茶について、経営体に対する作付面積調査を新設◆上記変更等に伴う様式番号の変更

ウ これについては、

- ① 前記②-1 及び後記⑤-1 を契機として、調査票を再編（様式番号の修正）しようとするものであること、
- ② 農林業経営体用の調査票については、収穫量調査に加えて、作付面積調査の役割も併有することになるが、従前から 10 アールあたりの収量（単収）を計算するための基礎資料として作付面積が調査事項として設けられている。

そのため、今回の一連の変更によっても、調査事項の増加は、果樹における栽培面積の追加など、わずかな変更にとどまり、調査票の実質的な変更は、ほとんど生じないこと（別添5、別添6 参照）。

から、適当と考える。

(論点)

特になし

(変更内容)

②-3 前記②-1に伴い、農林業経営体の標本設計を見直し

(審査状況)

ア 水稲以外の作物に関する収穫量調査については、従前から農林業経営体を調査対象として標本調査で実施しているが、本件申請により、前記②-1のとおり、農林業経営体に対して、作付面積調査も合わせて実施することを計画している。

イ 現在の農林業経営体に関する標本設計については、地域別の平均的な単収を把握することを念頭に置いており、作付面積を復元することを前提としていない。そのため、農林業経営体の規模に着目したものともなっていない。

そこで、作付面積調査と一体的に実施することに伴い、調査結果から作付面積の復元を可能にするため、農林業経営体の規模に着目した標本設計に変更することとしている。

ウ 具体的には、図表5のとおり、経営規模により大中小に階層を分け、

- ・ 大規模階層は全数調査とする
- ・ 中規模と小規模階層の農林業経営体のサンプルについては、系統比例抽出又は確率比例抽出により抽出し、固定ではなく、毎回半数の入替えを行う
- ・ 小規模については、全国調査実施年のみ調査を行う

などを計画している。

図表5 農林業経営体の標本設計の変更の概要

現行	変更案
<ul style="list-style-type: none">・調査対象：全体で約 60,000 経営体^(注1)・規模階層：区分なし	<ul style="list-style-type: none">・調査対象：全体で約 51,000 経営体^(注1)・規模階層：大規模階層（全数調査^(注2)） 中規模階層 (母集団の 1 / 5 を標本する) 小規模階層 (全国調査年のみ実施)

(注1) 作物により全国調査（5年周期）の時期が異なる（後記④を参照）ことから、農林業経営体の報告者数は、現時点で想定される5年間の平均値で表している。

(注2) 農林業センサスの結果から、関係団体等以外に出荷した農林業経営体を抽出した名簿において、作物ごとの作付上位 10 経営体の全数（合計で約 16,000 経営体）。

エ また、母集団情報については、農林業センサスの情報を基礎として、農林業センサスが行われない年については、農業構造動態調査結果により、母集団情報の更新を行うこととしている（農業構造動態調査の調査票（別添7参照））。

オ 今回の変更については、作付面積の正確な把握・復元の観点から見直すものであり、その趣旨は理解する。

しかし、標本設計については、以下のとおり、多くの確認事項があると考える。

- ① 母集団情報の更新が本来の目的に沿って適切に行えるのか、疑問がある。

- ② 農林業経営体の情報を、どのような手順で集計に反映するのか分からぬ
- ③ また、作物区分によって、毎年行われる区分と全国調査時のみ行われる区分は、図表6のとおりと考えられるところ、中小規模の農林業経営体の交替について、対応方針が一貫していないと思われる（非主産県については、全ての階層について全国調査時にしか調査しないことから、中小規模層については、調査の都度、全て選定のし直しになるのではないか）。

図表6 調査の実施区分

作物	区分	客体規模	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
麦類、大豆、なたね、そば	毎年全国調査	大中小	● ● ●									
		全国調査			主産県調査		全国調査			主産県調査		
陸稻、かんしょ、飼料作物、果樹、茶、野菜、花き	主産県	大中小	● ● ●									
	非主産県	大中小	● ● ●				● ● ●					

(注) 農林業経営体に対する調査が行われない「てんさい」「さとうきび」は除く。

(参考) 申請があつた調査計画の別添（抜粋）

別添3 標本の抽出方法

3-2 農林業経営体の抽出方法（令和7年産以降における取扱い）

(4) 標本の抽出

（略）

また、中・小規模階層については、標本の大きさの2分の1を継続標本とするが、母集団の大きさ及び階層別の分散状況により、標本の変更を行わない場合がある。

- ④ 後記④の全国調査の周期の統一に伴い、令和7年産から全国調査を開始する作物のグループと8年産から開始する作物のグループの2つのグループに分かれることになるが、令和8年産に全国調査を行う作物のグループは、最新の母集団情報である2025年農林業センサスの情報を名簿整備して活用するのに対して、令和7年産に全国調査を行う作物のグループは、2025年センサスの名簿整備が間に合わないため、2020年センサスを母集団情報として活用することになる場合も考えられ、グループによって、母集団情報の質に実質的な差異が生じるのではないかとの懸念がある（経営体調査と母集団名簿の関係については、別添8参照。）。

(論点)

- 1－1 現在の収穫量調査について、関係団体等に対する調査結果と農林業経営体に対する調査結果を、どのような手順で、単収の推計に反映しているのか。
- 1－2 変更後における作付面積調査について、関係団体等に対する調査結果と農林業経営体に対する調査の結果を、どのような手順で、作付面積の推計に反映するのか。
- 2 作物ごとに関係団体等の把握状況が大きく異なるのに（②－1の論点2の回答を参照）、共通の標本設計でよいのか（団体の捕捉率の高い品目については、農林業経営体に対する調査が不要、又は小規模でよいのではないか。）。
- 3 作付面積調査について、農林業経営体を調査対象に追加することで、なぜ、サンプルサイズは、約60,000経営体から約51,000経営体に減るのか。また、それにより、精度に支障は生じないのか。
- 4 現在の標本設計（収穫量調査に関する経営体調査）における目標精度は、どの程度か。変更後の標本設計（作付面積調査と収穫量調査に関する経営体調査）において想定している目標精度は、どの程度か。
- 5－1 調査票を送った（又は渡した）段階で、①離農が確認された場合、別の経営体を選定するのか。②作付の変更（例：大豆→野菜）が確認された場合、報告者の立場は変更せず、該当する作物の調査票を送り直すのか。
- 5－2 中規模階層と小規模階層の農林業経営体については、調査の都度半数入れ替えを予定していることであるが、毎年全国調査を行う作物以外のうち、①主産県の小規模、②非主産県の中小規模については、5年に1度の調査になる。
これらについては、半数入れ替えではなく、全部選び直しではないのか。
- 6 農林業センサスを基礎とする母集団名簿を毎年、どのような方法で更新していくのか。
名簿の更新に活用するとされている農業構造動態調査には、作物ごとの作付面積の情報はない。そのため、新規の経営体があったとしても、作物別・作付面積別の母集団名簿に反映することができず、事実上、名簿更新はできないのではないか。
- ※ 全国調査の実施タイミングを7年産と8年産にすることについては、後記④において議論

(変更内容)

- ③ 地方農政局等経由で行っていた郵送・オンライン調査を、基本的に民間委託化するとともに、一部に職員調査・調査員調査を導入

(審査状況)

ア 現状

水稻以外の作付面積調査及び収穫量調査については、現在、地方農政局等を経由した郵送・オンライン調査で実施されている。

イ 変更内容

今回、①地方農政局等において相当程度統計業務に携わっている職員の減少を踏まえた事務負担の軽減のため、他調査の前例にもなって、図表7のとおり、地方農政局等経由の郵送・オンライン調査を民間委託化するとともに、②大規模階層の農林業経営体については、職員調査又は調査員調査^(注)により実施することを計画している。

(注) 地方農政局等が、おおむね毎年募集し、任命する統計調査員（実務上「専門調査員」と呼ばれている。）が、調査票の配布・回収等を行う。

図表7 調査方法の変更

調査区分	現行	変更案
作付面積 調査	<関係団体等> : 地方農政局による郵送、 オンライン調査 (e-Survey、 メール)	<関係団体等、農林業経営体（中小規模階層）> : 民間委託による郵送、オンライン調査 (e-Survey) <農林業経営体（大規模階層）> : 地方農政局等の職員又は統計調査員による調査 (回収は、郵送・オンライン (e-Survey、メール) も可)
収穫量 調査	<関係団体等、農林業経営体> : 地方農政局による郵送、 オンライン調査 (e-Survey、 メール)	

ウ 試行調査の実施（民間委託による郵送調査の実行可能性の検証）

本件申請に先立ち、農林水産省は、民間委託による農林業経営体への郵送調査の実行可能性を確認するため、図表8のとおり、令和5年度及び6年度に、基本的に本調査と同様の標本設計（階層区分あり）及び調査票により、2度試行調査を実施している。

（関係団体については、従前から100%近い回答を得ていることから、試行調査の対象にはされなかった。）

図表8 民間委託に係る第1次試行調査及び第2次試行調査の概要

区分	第1次試行調査	第2次試行調査
調査期間	令和6年1月～2月	令和6年6月～8月
検証事項	水稻以外の作付面積調査及び収穫量調査について、民間委託による郵送調査で主だった作物について精度が保てるか検証	第1次試行調査の対象都道府県・対象作物を拡大して、全国的な調査とした際に、調査実施上の支障が出ないか検証
調査対象作物	茶、そば、飼料作物、果樹、野菜、花き	畑作物、飼料作物、果樹、野菜、花き、茶、かんきつ類（温州みかんを除く。）、なたね
対象地域	・茶（埼玉県、熊本県） ・そば（福島県、新潟県） ・飼料作物（青森県、栃木県） ・果樹（三重県、愛媛県） ・野菜（北海道、鳥取県） ・花き（奈良県、福岡県）	・畑作物（茨城県、栃木県、千葉県、岐阜県、京都府、岡山県、宮崎県） ・飼料作物（山口県、長崎県） ・果樹（青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、長野県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県） ・野菜（北海道、宮城県、静岡県、鳥取県） ・花き（北海道、徳島県） ・茶（鹿児島県） ・かんきつ類（温州みかんを除く。）（和歌山県、高知県）
調査方法	民間事業者が調査票を郵送で配布し、郵送回収する自計調査の方法	同左

(注1) 第2次試行調査では、特定作物統計調査（一般統計調査）の対象作物である「こんにゃくいも」も含まれている。

(注2) 予算の制約等のため、民間委託によるオンライン調査の試行調査は実施していない。

エ 試行調査の結果とそれに基づく判断

第1次及び第2次試行調査結果の回収率については、図表9のとおりとなっている。

試行調査は、農林業経営体への郵送調査のみの結果であるが、現行の方法（地方農政局等経由の郵送調査）において、そもそも、果樹を除いては40～50%の回収率である状況であるところ、試行調査では、数値上の単純比較ではあるが、果樹（第1次試行調査は「みかん」のみ）及び花きを除いては、本調査よりも高い回収率となっていた。

これにより、農林水産省は、民間委託の導入について可能と判断している。

図表9 本調査と第1次及び第2次試行調査結果との比較（回収率）

(第1次試行調査結果)

	本調査（令和5年産）			第1次試行調査			現行の本調査との回収率の差(pt) (③' - ③)
	配布数 ①	回収数 ②	回収率(%) ③=②/①	配布数 ①'	回収数 ②'	回収率(%) ③'=②'/①'	
そば	1,167	602	51.6	164	132	80.5	28.9
飼料作物	6,035	2,840	47.1	427	284	66.5	19.4
みかん	1,457	816	56.0	266	147	55.3	▲0.7
野菜	24,230	11,814	48.8	891	544	61.1	12.3
花き	4,150	2,373	57.2	397	201	50.6	▲6.6
茶				142	97	68.3	

(注) 本調査（令和5年産・地方農政局等経由の調査）の結果は、収穫量調査における農林業経営体に対する郵送調査結果の数値

(第2次試行調査結果)

	本調査（令和5年産）			第2次試行調査			現行の本調査との回収率の差（pt） ③' - ③
	配布数 ①	回収数 ②	回収率（%） ③=②/①	配布数 ①'	回収数 ②'	回収率（%） ③' = ②' / ①'	
畑作物	3,207	1,559	48.6	801	514	64.2	15.6
飼料作物	6,035	2,840	47.1	515	262	50.9	3.8
果樹	11,453	7,315	63.9	1,836	1,134	61.8	▲2.1
野菜	24,230	11,814	48.8	1,273	648	50.9	2.1
花き	4,150	2,373	57.2	247	111	44.9	▲12.3
茶				91	56	61.5	
かんきつ類				251	169	67.3	

(注) 本調査（令和5年産・地方農政局等経由の調査）の結果は、収穫量調査における農林業経営体に対する郵送調査結果の数値

才 職員調査と調査員調査の新規導入

一方、今回、大規模階層の農林業経営体については、地方農政局等の職員又は統計調査員により実施することを計画しているが、報告が求められる者は、作物ごとの作付上位10経営体であり、調査全体の合計としては、約16,000経営体（延べ数）にのぼることが想定されている。

これについて、農林水産省は、今回予定している民間委託の導入により、現在、補完作業として実施している巡回等の規模が抑制できると見込んでいるとともに、調査票の回収については、オンラインに誘導することにしており、現在の体制でも対応可能としている。

カ 変更内容に対する判断

本件申請において計画されている変更のうち、民間委託については、①従前の系統による実施が困難な状況であること、②他の調査（例えば、令和5年実施の漁業センサス）においても先例があることからおおむね適当であると考える。

しかし、農林水産省、統計調査員及び民間事業者の役割分担について不明確な状況であり、確認する必要がある。

また、大規模階層の農林業経営体について、現在の郵送・オンライン調査を職員・調査員調査に変更することについては、そもそも、今回の変更の背景や試行調査を実施してまで確認しようとした方向性に沿っていない唐突感があるとともに、将来的な調査の継続性に疑問がある。

（論点）

- 1 調査の段階ごとに、誰（職員、調査員、民間事業者）が、どの範囲で、どのような業務を行うのかについて、現在と変更後の比較を明らかにしていただきたい。
- 2 現行の調査方法（農政局経由の郵送調査）よりも、試行調査（民間委託による郵送調査）の回収率がおおむね高かった理由は、何か。

3－1 試行調査においては、農林業経営体の大規模階層についても、民間委託による郵送調査が行われ、相応の結果が出ているにもかかわらず、殊更に、職員・調査員調査に変更し、それを基本にするのは、なぜか。

3－2 統計に従事する職員が減少している状況で、将来的に、職員自らが従事し、調査員を指導することが安定的に継続できる見込みはあるのか。職員及び統計調査員が対応する報告者の規模はどの程度なのか。

(変更内容)

- ④ 3年又は6年ごとに全国調査を行っていた作物について、全国調査の周期を5年に統一
(全国調査実施年以外は、主産県調査を実施)

(審査状況)

ア これまで、作付面積調査及び収穫量調査については、一部の作物^(注)を除き、作物ごとに、原則、3年又は6年ごとに全国調査を行い、それ以外の年は主産県調査として実施している（したがって、主産県については、毎年調査が実施されている。）

(注) 麦類、大豆、そば、なたねについては、毎年、全国調査を実施
てんさいについては、毎年、北海道の区域について調査を実施
さとうきびについては、毎年、鹿児島及び沖縄の区域について調査を実施

イ 作付面積調査の全国調査を3年又は6年ごととしていた理由については、作付面積が、収穫量を計算する際の重要な要素（収穫量は、作付面積×単収で計算）であるところ、収穫の都度、次の作付を行う非永年性作物（野菜など）については、毎年の状況により作付は頻繁に変わり得ることから、比較的短い周期として3年とし、収穫の都度、新たな作付をしない永年性作物（果樹・茶）については、6年とした経緯がある。

また、収穫量調査は、単収は短期的には大きく変動はしないため、作付面積調査の長い方の周期に合わせて6年としていたところである。

ウ しかしながら、今回、農林水産省は、

- i) 調査の更なる効率化（周期が複数あることの整理の必要性）、
- ii) 利活用への配慮（6年周期では間隔が広いのではないか）、
- iii) 農林業経営体の母集団情報の中核となる農林業センサスの実施周期（5年周期）などを勘案し、政策部局との調整も踏まえ、図表10のとおり、全国調査の周期を5年に統一することを計画している。

また、5年周期の全国調査の開始年については、これまでの調査周期を勘案し、業務負担の平準化や施策への利活用の観点から、令和7年産から行う作物と令和8年産から行う作物の2グループとすることを計画している。

図表 10 全国調査の周期

調査	作物	全国調査周期	現行							変更案						
			H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
作付面積調査	野菜	3年	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	●	○
	花き	3年	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	●	○
	陸稻 かんしょ 飼料作物	3年	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	●
	茶、 果樹	6年	○	○	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●
収穫量調査	野菜	6年	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	●	○
	花き	6年	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●	○
	陸稻、 かんしょ 飼料作物	6年	○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	●
	茶、 果樹	6年	○	○	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	●

(注) 全国調査を「●」、主産県調査を「○」で記入

エ このうち、6年周期が5年周期に変更になること、2つのグループに分けることについては、施策への利活用や業務負担の平準化の観点からおおむね適當と考える。

一方、

- ① 作付面積調査の全国調査が3年周期から5年周期になる作物についての支障
- ② 農林業センサスの母集団整備を用いることに関連し、グループの一方が7年産の開始になることについて適切なサンプル選定ができるのかなど確認する必要がある。

(論点)

1 作物によっては、作付面積調査の全国調査の周期が3年から5年になるが、作付の状況が容易に変わり得る作物については、主産県調査時の全国値の算定^(注)に影響を及ぼすのではないか。

(注) 主産県調査時の全国の作付面積と収穫量の計算イメージは、以下のとおりであり、今回の変更により、下線部分が5年間固定されることになる。

$$\begin{aligned}
 & \text{① 作付面積} \\
 & (\text{主産県の作付面積}) + (\text{非主産県の作付面積}) \\
 & = (\text{主産県調査から得られた最新の作付面積}) \\
 & \quad + (\text{直近の全国調査における非主産県の作付面積} \times \text{主産県の最新の変化率})
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 & \text{② 収穫量} \\
 & (\text{主産県の収穫量}) + (\text{非主産県の収穫量}) \\
 & = (\text{主産県調査から得られた最新の作付面積と単収の積}) \\
 & \quad + (\text{直近の全国調査における非主産県の作付面積} \times \text{単収} \times \text{主産県の最新の変化率})
 \end{aligned}$$

2－1 5年周期の全国調査の開始年を令和7年産・8年産としている理由は何か。

2－2 母集団情報について、仮に、作物別・作付規模別の更新が行えないとすると、農林業センサスの結果による母集団情報が「新鮮」な段階で、全国調査を実施するのが望ましいと思われる。

直近の2025年農林業センサスによる母集団情報が令和8年産の作物統計調査から利用できるのであれば、全国調査の実施時期について、グループ分けをするととも、8年産と9年産で行うのが望ましいのではないか（7年産については、2020年農林業センサスによる母集団情報によることになり、適切なサンプル選定に支障が生じるのではないか。）。

(変更内容)

⑤-1 一部の作物（大豆、果樹）に係る関係団体等に対する作付面積調査について、収穫量調査と一体的に実施（調査票についても統合）

(審査状況)

ア 現在、関係団体等に対する大豆及び果樹の収穫量調査は収穫期^(注)に実施する一方、作付面積調査については、それぞれ9月1日、7月15日と、収穫量調査とは別の時期に実施している。

(注) 収穫期の具体例

大豆	10月～11月
桃	7～8月
ぶどう	7～10月
りんご	8月～11月
梨	8月～9月
みかん	10月～翌年3月

イ これまで、作付面積調査を個別に行って來た理由については、収穫量調査より早い時期に調査が可能であり、その結果、早期公表も可能という一般的な理由によるものであり、特に施策上の必要性があったわけではなかった。

しかし、農林水産省は、限られた体制の中で、事務作業の効率化が求められているとして、本件申請において、図表11のとおり、作付面積調査を、収穫期において、収穫量調査と一体的に実施することを計画している（これに伴い、公表時期についても、作付面積調査の公表時期を収穫量調査に統合（後記⑤-2参照））。

図表11 大豆及び果樹の調査期日

作物	調査区分	調査期日	
		現行	変更案
大豆	作付面積調査	9月1日	収穫期
	収穫量調査	収穫期	
果樹	作付面積調査	7月15日	収穫期
	収穫量調査	収穫期	

ウ この変更については、

- ① 調査の一体化により、調査票も統合されるが、実質的な調査事項の追加は発生せず、むしろ、調査と調査票が一つになることにより、負担軽減に資すること、
- ② 調査の精度に影響が出ることはない見込まれること、
- ③ 作付面積調査の調査対象に追加される農林業経営体についても、両調査の一体的実施が行われることから、適当であると考える。

(論点)

特になし

(変更内容)

⑤-2 一部の作物（大豆、果樹、かんしょ、そば、さとうきび）について、公表時期の変更（大豆、果樹については、前記⑤-1に連動）

(審査状況)

ア 水稲以外の作物である大豆、果樹、かんしょ、そば、さとうきびについて、図表12のとおり、現行の公表時期から変更することを計画している。

図表12 公表時期の変更

作物	調査区分	公表時期	
		現行	変更案
大豆	作付面積調査	10月下旬（概要）、翌年2月下旬（詳細）	<u>翌年5月上旬</u>
	収穫量調査	翌年4月上旬	
果樹	作付面積調査	10月中旬（概要）、翌年3月下旬（詳細）	<u>果樹ごとに11月下旬～翌年8月下旬（概要）</u> <u>翌年12月下旬（詳細）</u>
	収穫量調査	果樹ごとに11月下旬～翌年8月下旬（概要） 翌年12月下旬（詳細）	
かんしょ	作付面積調査	翌年2月上旬（概要）、 <u>翌年3月下旬（詳細）</u>	<u>翌年2月上旬（概要）、翌年6月下旬（詳細）</u>
	収穫量調査	翌年2月上旬（概要）、翌年6月下旬（詳細）	
そば	作付面積調査	<u>翌年4月上旬</u>	<u>翌年5月上旬</u>
	収穫量調査		
さとうきび	作付面積調査	<u>翌年6月中旬（概要）、翌年8月下旬（詳細）</u>	<u>翌年7月上旬（概要）、翌年8月下旬（詳細）</u>
	収穫量調査		

イ 作物ごとの変更の背景・概要については以下のとおりである（大豆については、変更の背景が2つある。）。

(ア) 大豆、果樹

前記⑤-1のとおり、作付面積調査の調査票・調査時期を収穫量調査に統合することに伴い、公表時期についても、作付面積調査を収穫量調査に統合することを計画している。

(イ) かんしょ

現在、作付面積調査と収穫量調査を同じ時期に実施しており、概要の公表も同じ時期であるが、詳細の公表のみ、作付面積調査が先行して行っていた。

しかし、事務処理の効率化のため、作付面積調査の公表時期を収穫量調査に統合することを計画している。

(ウ) 大豆、そば

大豆・そばについては、経営所得安定対策の交付金^(注1)の申請締め切りが、令和6年度から1か月程度後ろ倒しになることに伴い、その申請に必要とされる農産物検査^(注2)の実施もスケジュールが遅くなると見込まれる。

本調査で収穫期（大豆であれば概ね 10～11 月）に回答を求めている収穫量は、収穫後に農産物検査を終えたものとなる。上述のとおり農産物検査の実施スケジュールが遅くなることに合わせて、公表時期を 1 か月繰り下げる計画をしている。

(エ) さとうきび

近年、収穫作業の機械化が進み、労力の軽減が図られているところであるが、他方、降雨の影響により、機械が耕作地に入れず、収穫期が遅くなる傾向にあることから、公表時期を繰り下げる計画をしている。

（各作物の調査期日・公表時期の変更については、別添 9 参照）

（注 1）経営所得安定対策における畑作物の直接支払交付金。担い手農業者の農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正するための交付金

（注 2）農産物検査法に基づき、大豆、そば等の農作物について、銘柄、品位等を検査するもの。経営安定対策の交付金申請では農産物検査で合格した数量を申請する必要があるとともに、作物統計調査では、農産物検査に合格したものを収穫量としている

ウ これらについては、事務処理の効率化や、施策の運用変更に伴うデータの整備状況等を踏まえた変更であり、農林水産省は政策部局のほか、関係府省など政府内の利活用についても確認を行い、支障がないことを確認しているとしており、おおむね適当であると考えるが、それ以外での利活用上の支障はないか確認する必要があると考える。

（論点）

- 公表時期の変更は、調査結果の利活用、その他統計ニーズの観点からみて支障はないのか。

3 耕地面積調査に関する変更

(変更内容)

⑤-3 前記⑤-2に連動して、耕地面積調査の詳細（確報に相当）の公表時期を変更

(審査状況)

ア 現在、耕地面積調査については、10月下旬に概要が公表されており、詳細については翌年2月下旬に公表されているが、本件申請により、図表13のとおり、詳細の公表時期を翌年9月下旬に変更する計画である。

図表13 耕地面積調査の公表時期の変更

調査区分	公表時期	
	現行	変更案
耕地面積調査	10月下旬（概要） 翌年2月下旬（詳細）	10月下旬（概要） 翌年9月下旬（詳細）

イ この変更は、前記⑤-2の作付面積調査の公表時期の繰下げが影響している。

耕地面積調査の詳細公表の段階では、公表事項の中に「樹園地」^(注)が含まれており、樹園地の耕地面積については、作付面積調査の果樹の調査結果を活用して公表している。これまでには、果樹の作付面積の概要結果が、当年の10月中旬に公表されており、この中に樹園地のデータも含まれていたため、これを活用する耕地面積調査の詳細公表は、翌年2月下旬で対応できていた。

しかし、⑤-2の変更により、果樹の作付面積の概要結果は、果樹ごとに11月下旬から段階的に公表されることになり、最後に公表される「キウイフルーツ」「パインアップル」は、翌年8月下旬になる。

耕地面積調査の詳細公表は、これ待つて行われることから、これまでの翌年2月下旬から、翌年9月下旬に繰り下げられる。(図表14を参照)

(注) 畑のうち、果樹、茶等を1アール以上集団的に栽培するもの

図表14 作付面積調査（果樹）と耕地面積調査の公表時期の比較

調査区分	公表時期	
	現行	変更案
作付面積調査（果樹）<概要>	10月中旬	果樹ごとに11月下旬～翌年8月下旬
耕地面積調査 <詳細>	翌年2月下旬	翌年9月下旬

(参考) 令和5年 畑耕地の種類別面積 (令和6年2月27日公表資料)

全国農業地域 都道府県	令和4年				5				対前年差			
	計	普通畠	樹園地	牧草地	計	普通畠	樹園地	牧草地	計	普通畠	樹園地	牧草地
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)
全 国 (全国農業地域)	1,973,000	1,123,000	258,600	591,300	1,962,000	1,120,000	253,500	589,000	△ 11,000	△ 3,000	△ 5,100	△ 2,300
北海道	919,900	418,100	3,050	498,700	919,100	418,000	3,050	498,100	△ 800	△ 100	0	△ 600
京都府	1,053,000	705,300	255,600	92,500	1,043,000	701,700	250,400	90,900	△ 10,000	△ 3,600	△ 5,200	△ 1,600
東北 山・山	229,400	127,900	45,000	56,500	227,000	126,700	44,500	55,800	△ 2,400	△ 1,200	△ 500	△ 700
山・山	31,900	25,400	4,820	1,690	31,900	25,400	4,750	1,690	0	△ 70	0	△ 0
九州 沖 縄 (都道府県)	212,100	148,200	50,500	13,400	210,500	148,800	49,300	12,500	△ 1,600	600	△ 1,200	△ 900
北海道 青森 岩手 山	35,500	27,600	1,880	5,960	35,400	27,500	1,880	6,000	△ 100	100	0	0

エ これについては、前記⑤-2の作付面積調査の公表時期の繰下げに伴い、連動して公表時期を繰り下げるものであることから、やむを得ないと考えられるが、7か月もの公表の繰下げになることについて、利活用上の支障はないか確認する必要がある。

(論点)

- 公表時期の変更は、調査結果の利活用、その他統計ニーズの観点からみて支障はないのか。

【別添1】

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」
(平成26年4月1日付け25生産第3578号) (抜粋)

第3 国が提供するきめ細かい情報等

1 「米に関するマンスリーレポート」の作成・公表

(中略)

2 各県・各産地の作付意向等の把握・公表

(1) 各県・各産地の作付意向等の把握

地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、都道府県、市町村、農業者団体等の関係機関と連携し、各都道府県及び地域農業再生協議会別の米や戦略作物等の作付計画及び作付状況や水田収益力強化ビジョンの検討状況を把握し、1月末、4月末、6月末及び9月15日時点の状況を別紙様式第1号により取りまとめ、原則として、翌月の10日（9月15日時点の状況については9月20日）までに、農産局長に報告する。

ただし、農産局長が必要があると認める場合は、別途報告を求めるものとする。

また、地方農政局長等は、状況に応じて、「米に関するマンスリーレポート」や参考資料等と併せて、適宜、都道府県農業再生協議会に情報提供する。

(2) 各県・各産地の作付意向等の公表

農産局長は、2(1)により地方農政局長等から受けた報告に基づき、原則として、各都道府県の中間的な作付意向を3月及び6月に公表するとともに、地域農業再生協議会別の中間的な作付意向を6月に公表する。また、各都道府県及び地域農業再生協議会別の作付結果等については、10月中旬を目途に公表する。

ただし、農産局長は、必要があると認める場合は、別途公表することができるものとする。

3 国による需要に応じた生産・販売に向けた情報提供

国は、2の(2)等を踏まえ、必要に応じ、各都道府県及び各産地に対し、需要に応じた生産・販売に向けた助言・情報提供等を行う。

【別添2】

本調査結果と要領データの比較表（水稻の作付面積）

	令和5年産			単位：ha
	本調査結果 〔統計部 公表値〕 ①	要領データ 〔水田における 作付状況〕 ②	対比 =②/①	
北海道	101,700	101,700	100.0%	
青森	49,300	49,000	99.4%	
岩手	53,300	53,200	99.8%	
宮城	73,500	73,100	99.5%	
秋田	88,500	88,300	99.8%	
山形	67,400	66,800	99.1%	
福島	71,300	69,800	97.9%	
茨城	74,300	70,900	95.4%	
栃木	68,600	64,900	94.6%	
群馬	16,200	15,000	92.6%	
埼玉	32,200	30,200	93.8%	
千葉	59,200	55,200	93.2%	
神奈川	2,870	2,890	100.7%	
新潟	120,400	119,900	99.6%	
富山	37,800	37,700	99.7%	
石川	24,600	24,500	99.6%	
福井	25,500	25,500	100.0%	
山梨	4,790	4,790	100.0%	
長野	31,300	30,600	97.8%	
岐阜	24,500	23,800	97.1%	
静岡	16,500	15,200	92.1%	
愛知	28,000	27,200	97.1%	
三重	28,000	27,300	97.5%	
				単位：ha
				令和5年産
	本調査結果 〔統計部 公表値〕 ①	要領データ 〔水田における 作付状況〕 ②	対比 =②/①	
滋賀	30,600	30,600	100.0%	
京都	14,100	13,400	95.0%	
大阪	4,450	4,140	93.0%	
兵庫	36,000	35,600	98.9%	
奈良	8,350	8,220	98.4%	
和歌山	5,790	5,790	100.0%	
鳥取	13,100	13,000	99.2%	
島根	17,700	17,600	99.4%	
岡山	30,100	28,300	94.0%	
広島	22,200	22,200	100.0%	
山口	18,600	18,600	100.0%	
徳島	11,000	11,000	100.0%	
香川	10,700	10,700	100.0%	
愛媛	13,400	13,400	100.0%	
高知	11,800	11,800	100.0%	
福岡	37,400	37,300	99.7%	
佐賀	25,300	25,200	99.6%	
長崎	11,700	11,500	98.3%	
熊本	40,800	40,700	99.8%	
大分	23,000	22,900	99.6%	
宮崎	22,800	22,800	100.0%	
鹿児島	22,200	22,200	100.0%	
全国計*	1,530,850	1,504,430	98.3%	

*表に掲載している道府県の合計値

【別添3】

本調査結果と県保有データの比較表（さとうきびの栽培（作付）面積及び収穫量）

		栽培面積 ha	収穫面積 ha	10a当たり収量 kg	収穫量 t
令和3年産	①本調査結果	11,000	9,520	5,710	543,700
	②県保有データ	10,659	9,511	5,706	542,729
	対差（②-①）	-341	-9	-4	-971
	対比（②/①）	96.9	99.9	99.9	99.8
令和4年産	①本調査結果	10,900	9,570	5,580	534,100
	②県保有データ	10,676	9,566	5,573	533,111
	対差（②-①）	-224	-4	-7	-989
	対比（②/①）	97.9	100.0	99.9	99.8
令和5年産	①本調査結果	10,700	9,510	5,440	517,300
	②県保有データ	10,476	9,502	5,436	516,539
	対差（②-①）	-224	-8	-4	-761
	対比（②/①）	97.9	99.9	99.9	99.9

(注1) 本表は、鹿児島県の屋久島以外の島しょ部の結果を比較したものである。

(注2) さとうきびの栽培（作付）面積は、①実際に収穫した面積、②栽培しているが本年産に収穫しない面積、③種苗用面積で構成されるが、県保有データは③種苗用面積を含んでいないため、数値は100%に満たない。

【別添4】

作物統計調査 調査票様式の変更予定

※様式番号と帳票名の変更は赤字、変更に伴う説明は青字で記載

現 行		変更案（令和7年産の調査）		変更案（令和8年産以降の調査）	
様式番号	帳 票 名	様式番号	帳 票 名	様式番号	帳 票 名
1	面積調査 実測調査票	1	面積調査 実測調査票	1	面積調査 実測調査票
2	作付面積調査調査票（団体用） 大豆（乾燥子実）用	(削除) (⇒大豆について、7年産から、作付面積調査と収穫量調査を一体的に実施するため、第5号に統合)			
3	作付面積調査調査票（団体用） 果樹及び茶用	2	作付面積調査調査票（団体用） 茶用 (⇒果樹について、7年産から、収穫量調査と統合した上で、品目により様式第8号、第9号を新設)	2	作付面積調査調査票（団体用） 茶用
4	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 陸稲用	3	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 陸稲、なたね（子実用）用	4	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 陸稲、なたね（子実用）用 (⇒7年産の3番から13番まで、4番から14番に番号変更のみ)
5	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 麦類（子実用）用	4	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 麦類（子実用）用	5	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 麦類（子実用）用
6	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 飼料作物、えん麦（綠肥用）、かんしょ、そば、なたね（子実用）用	5	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 大豆（乾燥子実）、飼料作物、えん麦（綠肥用）、かんしょ、そば用 (⇒大豆について、7年産から、作付面積調査と収穫量調査を一体的に実施するため、旧第14号を吸収)	6	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 大豆（乾燥子実）、飼料作物、えん麦（綠肥用）、かんしょ、そば用
7	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） てんさい用	6	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） てんさい用	7	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） てんさい用
8	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） さとうきび用	7	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） さとうきび用	8	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） さとうきび用
		8	果樹作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） みかん・その他かんきつ類用 (⇒果樹について、7年産から、作付面積調査と収穫量調査を一体的に実施するため、旧第3号と旧第16号を統合。ただし、品目により、第8号と第9号を新設)	9	果樹作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） みかん・その他かんきつ類用
9	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 春植えればいしょ用	10	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 春植えればいしょ用	11	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 春植えればいしょ用
10	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）	11	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）	12	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）
11	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 指定産地（市町村）用	12	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 指定産地（市町村）用	13	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 指定産地（市町村）用
12	花き作付面積調査・出荷量調査調査票（団体用）	13	花き作付面積調査・出荷量調査調査票（団体用）	14	花き作付面積調査・出荷量調査調査票（団体用）
13	水稻(予想)収穫量調査 水稻作況標本(基準)筆調査票		(⇒第19号に番号変更のみ)		
14	畑作物収穫量調査調査票（団体用） 大豆（乾燥子実）用		(⇒大豆について、7年産から、作付面積調査と収穫量調査を一体的に実施するため、第5号に統合)		
15	茶収穫量調査調査票（団体用）		(⇒第20号に番号変更のみ)		
16	果樹収穫量調査調査票（団体用）		(⇒果樹について、7年産から、作付面積調査と統合した上で、品目により様式第8号、第9号を新設)		
				15	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） 陸稲用 (⇒陸稲について、8年産から、経営体に対する作付面積調査を開始するため、旧第21号を吸収。また、陸稲については、「うち田」がない（畑に作付けしている稲を陸稲としているため）での単独の調査票)
17	畑作物収穫量調査調査票（経営体用） ○○○用	14	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） 小麦（子実用）、二条大麦（子実用）、六条大麦（子実用）、はだか麦（子実用）、大豆（乾燥子実）、そば用 (⇒陸稲とかんしょについては、8年産から経営体の作付面積調査を開始するため、7年産のみ第21号で調査)	16	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） 小麦（子実用）、二条大麦（子実用）、六条大麦（子実用）、はだか麦（子実用）、大豆（乾燥子実）、そば、かんしょ用 (⇒かんしょについては、8年産から、経営体に対する作付面積調査を開始するため、旧第21号を吸収)
18	飼料作物収穫量調査調査票（経営体用）		(⇒第22号に番号変更のみ)	17	飼料作物作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） (⇒飼料作物について、8年産から、経営体に対する作付面積調査を開始するため、旧第22号を吸収)
19	畑作物収穫量調査調査票（経営体用） なたね（子実用）用	15	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） なたね（子実用）用 (⇒なたねについて、7年産から、経営体に対する作付面積調査を開始)	18	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） なたね（子実用）用
20	果樹収穫量調査調査票（経営体用） ○○○用		(⇒第23号に番号変更のみ)	19	果樹作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） みかん・その他かんきつ類用 (⇒果樹について、8年産から、経営体に対する作付面積調査を開始するため、品目により旧第23号を分割)
				20	果樹作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） ○○○用 (⇒果樹について、8年産から、経営体に対する作付面積調査を開始するため、品目により旧第23号を分割)
21	野菜収穫量調査調査票（経営体用） 春植えればいしょ用	16	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） 春植えればいしょ用 (⇒野菜について、7年産から、経営体に対する作付面積調査を開始)	21	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） 春植えればいしょ用
22	野菜収穫量調査調査票（経営体用）	17	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） ○○○用 (⇒野菜について、7年産から、経営体に対する作付面積調査を開始)	22	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） ○○○用
23	花き出荷量調査調査票（経営体用）	18	花き作付面積調査・出荷量調査調査票（経営体用） (⇒花きについて、7年産から、経営体に対する作付面積調査を開始)	23	花き作付面積調査・出荷量調査調査票（経営体用）
		19	水稻(予想)収穫量調査 水稻作況標本(基準)筆調査票	24	水稻(予想)収穫量調査 水稻作況標本(基準)筆調査票
		20	茶収穫量調査調査票（団体用）	25	茶収穫量調査調査票（団体用）
		21	畑作物収穫量調査調査票（経営体用） 陸稲、かんしょ用 (⇒陸稲及びかんしょについては、8年産から経営体の作付面積調査を開始するため、7年のみ第21号で対応)		(⇒陸稲及びかんしょについては、8年産から、経営体に対する作付面積調査を開始するため、陸稲については、「うち田」がない（畑に作付けしている稲を陸稲としているため）での単独の調査票第15号として整理、かんしょについては第16号に吸収)
		22	飼料作物収穫量調査調査票（経営体用） (⇒飼料作物については、8年産から経営体の作付面積調査を開始するため、7年のみ第22号で対応)		(⇒飼料作物については、8年産から、経営体に対する作付面積調査を開始するため、第17号に吸収)
		23	果樹収穫量調査調査票（経営体用） ○○○用 (⇒果樹については、8年産から経営体の作付面積調査を開始するため、7年のみ第23号で対応)		(⇒果樹については、8年産から、経営体に対する作付面積調査を開始するため、品目により第19号～第20号に吸収)

注：調査票様式の順番は、I 調査の種類による区分（①面積調査のみの調査票②面積と収穫量調査の併用の調査③収穫量調査のみの調査票）の順番により整理し、同じ調査の種類間では、II 調査先による区分（①実測による調査票②団体への調査票③経営体への調査票）の順番により整理し、同じ調査先間では、III 作物の順番により整理している。

作物統計調査 調査事項の変更一覧

(注) 本表は、調査事項の実質的な変更が生じる調査票について、その内容を一覧にしたもので。(調査票の表題の変更、記入上の注意書きの修正、調査事項の変更を伴わない様式の分割・統合は除いています。)

現 行		変更案（令和7年産の調査）			変更案（令和8年産以降の調査）		
様式番号	帳 票 名	様式番号	帳 票 名	変更内容	様式番号	帳 票 名	変更内容
					3	作付面積調査調査票（経営体用）茶用	調査票全体の新設
4	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 陸稻用	3	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 陸稻、なたね（子実用）用	「余マス率」の追加	4	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 陸稻、なたね（子実用）用	－
5	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 麦類（子実用）用	4	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 麦類（子実用）用	「余マス率」の追加	5	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 麦類（子実用）用	－
6	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 飼料作物、えん麦（緑肥用）、かんしょ、そば、なたね (子実用)用	5	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 大豆（乾燥子実）、飼料作物、えん麦（緑肥用）、かん しょ、そば用	「余マス率」の追加	6	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 大豆（乾燥子実）、飼料作物、えん麦（緑肥用）、かん しょ、そば用	－
9	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 春植えばれいしょ用	10	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 春植えばれいしょ用	「入れ目率」、「減耗量等」の追加	11	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用） 春植えばれいしょ用	－
10	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）	11	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）	「入れ目率」、「減耗量等」の追加	12	野菜作付面積調査・収穫量調査調査票（団体用）	－
17	畑作物収穫量調査調査票（経営体用） ○○○用	14	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体 用） 小麦（子実用）、二条大麦（子実用）、六条大麦（子 実用）、はだか麦（子実用）、大豆（乾燥子実）、そば 用	作付面積の内数として「うち田」を 追加	16	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体 用） 小麦（子実用）、二条大麦（子実用）、六条大麦（子 実用）、はだか麦（子実用）、大豆（乾燥子実）、そ ば、かんしょ用	－
		21	畑作物収穫量調査調査票（経営体用） 陸稻、かんしょ用	－	15	畑作物作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体 用） 陸稻用	－
18	飼料作物収穫量調査調査票（経営体用）	22	飼料作物収穫量調査調査票（経営体用）	－	17	飼料作物作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体 用）	作付面積の内数として「うち田」を 追加
20	果樹収穫量調査調査票（経営体用） ○○○用	23	果樹収穫量調査調査票（経営体用） ○○○用	－	19	果樹作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） みかん・その他かんきつ類用	栽培面積の追加
					20	果樹作付面積調査・収穫量調査調査票（経営体用） ○○○用	栽培面積の追加

(注) 「余マス率」及び「入れ目率」とは、出荷から販売までの間ににおける作物の水分等の減少を見込んで、出荷の際に、表示されている数量よりも多めに入れることをいう。「減耗量等」とは、集荷後、腐敗や長期貯蔵によって出荷するまでに生じた目減り数量及び種子用、飼料用に販売した数量をいう。
いずれも、これまで、情報収集により把握していたが、職員の労力負担軽減のため、今回、調査事項に追加することを計画している。

【別添6】

新調査票



年産	都道府県	管理番号	市区町村	田市町村	農業集落	調査区	経営体

別記様式第20号
調査票コード

令和 年産

果樹作付面積調査・収穫量調査調査票(経営体用)

〇〇〇用

- この調査票は、**秘密扱い**とし、**統計以外の目的に使うことは絶対ありません**ので、ありのままを記入してください。
- 間違えた場合、鉛筆又はシャーペンシルは、消しゴムできれいに消してください。ボールペンは二重線で取り消し、その上に数値を記入してください(多少枠線をはみ出しても大丈夫ですので、分かりやすく記入してください。)。
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください。

- ★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスにまとめて記入してください。
 ★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	1	1	9	8	6	5	3
記入例	/	→	/				

記入していただいた調査票は、月 日までに提出してください。

調査票の記入及び提出は、インターネットでも可能です。

詳しくは同封の「オンライン回答ガイド」を御覧ください。

【問い合わせ先】

【1】本年の栽培状況について

本年の栽培状況について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

本年、栽培を行った	/
本年、栽培を行わなかった	/

【2】来年以降の栽培予定について

来年以降の栽培予定について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

来年以降、栽培予定がある	/
来年以降、栽培予定はない	/
今のところ未定	/
農業をやめたため、農作物を作付け(栽培)する予定はない	/

・本年、栽培を行った方は、【3】(裏面)に進んでください。

・本年、栽培を行わなかった方はここで終了となりますので、調査票を提出していただくようお願いします。
 御協力ありがとうございました。

旧調査票

別記様式第20号



入力方向



都道府県	管理番号	市区町村	田市町村	農業集落	調査区	経営体	品目コード

令和 年産 果樹収穫量調査調査票(経営体用)

〇〇〇用

- この調査票は、**秘密扱い**とし、**統計以外の目的に使うことは絶対ありません**ので、ありのままを記入してください。
- 黒色の鉛筆又はシャーペンシルで記入し、間違えた場合は、消しゴムできれいに消してください。
- 調査及び調査票の記入に当たって、不明な点等がありましたら、下記の「問い合わせ先」にお問い合わせください

- ★ **右づめ**で記入し、マスが足りない場合は一番左のマスにまとめて記入してください。
 ★ 該当する場合は、記入例のように点線をなぞってください。

記入例	1	1	9	8	6	5	3
記入例	/	→	/				

記入していただいた調査票は、月 日までに提出してください。

【問い合わせ先】

【1】本年の生産の状況について

本年の栽培状況について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

本年、栽培を行った	/
本年、栽培を行わなかった	/

【2】来年以降の栽培予定について

来年以降の栽培予定について教えてください。
必ず、該当する項目の点線を1つなぞってください。

来年以降、栽培予定がある	/
来年以降、栽培予定はない	/
今のところ未定	/
農業をやめたため、農作物を作付け(栽培)する予定はない	/

・本年、栽培を行った方は、【3】(裏面)に進んでください。

・本年、栽培を行わなかった方はここで終了となりますので、調査票を提出していただくようお願いします。
 御協力ありがとうございました。

新調査票

本年、栽培を行った方のみ記入してください。

記入上の注意

- 「栽培面積」は、調査対象となっている果実を栽培している面積(本年産の果実を収穫しなかった面積を含む。)を記入してください。
- 「結果樹面積」は、栽培面積のうち、本年産の果実を収穫するために結果させた面積を記入してください。
- 「出荷量」は、共同出荷、農協や市場へ出荷したものや、消費者に直接販売したものなど、販売した全ての量を記入してください。「箱」、「袋」、「t」等で把握されている場合は、「kg」に換算して記入してください。
(例:10kg箱で150箱出荷した場合→1,500kgと記入)
- 「自家用、無償の贈与の量」は、ご家庭で消費したもの、無償で他の方にあげたもの、収穫後、販売する意図で出荷するまでに一度倉庫などで保管していたものの、保管中の病虫害や腐敗等により出荷できなくなったものなどを指します。
- ジャム、ドライフルーツなどの加工品として出荷した場合は、加工前の生重量に換算して記入してください。
- 1a、1kgに満たない場合は四捨五入して整数単位で記入してください。
(例:0.4a、0.4kg以下→「0」、0.5a、0.5kg以上→「1」と記入)
- 「出荷先の割合」は、記入した「出荷量」について、該当する出荷先に出荷した割合を%で記入してください。
「直売所・消費者へ直接販売」は、農協の直売所、庭先販売、宅配便、インターネット販売などをいいます。
「その他」は、仲買業者、スーパー、外食産業などをいいます。
- 「品目ごとの注意事項」

追加部分

【3】栽培面積、結果樹面積、出荷量及び自家用等の量について

本年産の栽培面積、結果樹面積、出荷量及び自家用等の量について記入してください。

品目	栽培面積		結果樹面積 (パイナップルは収穫面積)		収穫量			
	(借入地を含む) (町)(反)(段) ha	a	(借入地を含む) (町)(反)(段) ha	b	出荷量 (販売した量及び販売 目的で保管している量)	t kg	自家用、 無償の贈与の量	t kg

【4】出荷先の割合について

記入した出荷量について、該当する出荷先に出荷した割合を記入してください。

品目	加工業者 %	直売所・ 消費者へ 直接販売 %	市場 %	農協以外の 集出荷団体 %	農協 %	その他 %	合計
							100%
							100%
							100%
							100%

【5】作柄及び被害の状況について

前年産と比べた本年産の作柄の良否、被害の多少、主な被害の要因について該当する項目の点線をなぞってください。

品目	作柄の良否		被害の多少				主な被害の要因(複数回答可)									
	良	並	悪	少	並	多	高温	低温	日照不足	多雨	少雨	台風	病害	虫害	鳥獣害	その他
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。

旧調査票

本年、栽培を行った方のみ記入してください。

【3】結果樹面積、出荷量及び自家用等の量について

本年産の結果樹面積、出荷量及び自家用等の量について記入してください。

記入上の注意

- 「結果樹面積」は、収穫をするために果実をならせた栽培面積をいいます。
- 「パイナップルの「収穫面積」は実際に収穫した栽培面積をいいます。
- 「出荷量」は、「箱」「袋」「t」等で把握されている場合は、「kg」に換算して記入してください。
(例:10kg箱で150箱出荷した場合→1,500kgと記入)
- 「出荷量」は、共同出荷、農協や市場へ出荷したものや、消費者に直接販売したものなど、販売した全ての量を含めてください。
- 「自家用、無償の贈与の量」は、ご家庭で消費したもの、無償で他の方にあげたものなどを指します。
- 干し柿などの加工品として出荷した場合は、加工前の生重量に換算して記入してください。
- もともはネクタリンを含み、すももはブルーンを含みます。
- 1a、1kgに満たない場合は四捨五入して整数単位で記入してください。
(例:0.4a、0.4kg以下→「0」、0.5a、0.5kg以上→「1」と記入)
- 「出荷先の割合」は、記入した「出荷量」について該当する出荷先に出荷した割合を%で記入してください。
「直売所・消費者へ直接販売」は、農協の直売所、庭先販売、宅配便、インターネット販売などをいいます。
「その他」は、仲買業者、スーパー、外食産業などを含みます。
- 「品目ごとの注意事項」

○ 記入した出荷量について該当する出荷先に出荷した割合を記入してください。

品目・品種	結果樹面積 (パイナップルは 収穫面積)		出荷量		収穫量	
	(町)(反)(段) ha	a	(町)(反)(段) ha	b	t kg	t kg

【4】出荷先の割合について

品目	加工業者 %	直売所・ 消費者へ 直接販売 %	市場 %	農協以外の 集出荷団体 %	農協 %	その他 %	合計
							100%
							100%
							100%
							100%

【5】作柄及び被害の状況について

前年産と比べた本年産の作柄の良否、被害の多少、主な被害の要因について該当する項目の点線をなぞってください。

品目	作柄の良否		被害の多少				主な被害の要因(複数回答可)									
	良	並	悪	少	並	多	高温	低温	日照不足	多雨	少雨	台風	病害	虫害	鳥獣害	その他
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

調査はここで終了です。御協力ありがとうございました。

秘

農林水産省

【基本指標番号】			
都道府県番号	首里番号	区分	経営体番号

入力方向 ➡ ➡ ➡

1 0 7 1

農業構造動態調査票(個人経営体)

令和 年2月1日現在



統計法に基づく国
の統計調査です。調査
票情報の秘密の保護
に万全を期します。

記入する前に、必ず「調査票の記入の仕方」をご覧ください。

調査票の確認をお願いします

調査票には前回の回答が印刷されているため、誤って配布しないよう、配布した調査票の確認に御協力をお願いします。

調査員が経営体番号とお名前を読み上げますので、間違いないかご確認いただき、間違なければ右の□にチェックをお願いします。

経営体番号

--	--	--	--	--	--

【1】経営体の概要

各種制度を利用するなど、農業経営の取組について該当するものすべてを記入してください。

	前年	本年
世帯員に認定農業者がいる	101	
世帯員に認定新規就農者がいる	102	
地域の集落農業組織に参加している	103	
そのうち、オペレータとして従事	104	

【2】土地

- 1 土地の状況を記入してください(土地登記簿上の地目や面積ではなく、現状の地目や面積を記入してください。また、団体の所在地以外の他の市区町村にある土地を含みます。)。

田・畠・樹園地	田 (ha) (a) (町)(反)(段)	畠 (ha) (a) (町)(反)(段)	樹園地 (ha) (a) (町)(反)(段)
前年			
本年			

- 2 過去1年間に、販売目的で水稻を作付けした場合は、作付け面積を記入してください(けい畔は含めません。)。

【7】農産物の販売

- 1 過去1年間の農産物の販売金額(売上高)について、該当するもの1つに必ず記入してください。

農産物の販売あり	販売なし	701	
		前年	本年
	50万円未満		
	50～100万円未満		
	100～300万円未満		
	300～500万円未満		
	500～1,000万円未満		
	1,000～3,000万円未満		
	3,000～5,000万円未満		
	5,000万～1億円未満		
	1億～2億円未満		
	2億～3億円未満		
	3億～5億円未満		
	5億円以上		

販売金額には、売上金額を記入してください
(肥料代、農薬代などの経費を引かない。)。

- 2 過去1年間の販売金額が上位3位までの該当順位に部門コードを記入し、合計に占める割合をそれぞれ記入してください。

部門コード

- 01:水稻・陸稲
- 02:麦類
- 03:雑穀・いも類・豆類
- 04:工芸農作物
- 05:露地野菜
- 06:施設野菜
- 07:果樹類
- 08:花き・花木
- 09:その他の作物
- 10:酪農
- 11:肉用牛
- 12:養豚
- 13:養鶏
- 14:養蚕
- 15:その他の畜産

位	前年	本年	部門コード		割
			1位	2位	
1位	711				
2位	712				
3位	713				

経営部門が4部門以上である場合は、割合の合計が10に満たないこともあります。
この栽培は「その他の作物」、地鶏や養蜂は「その他の畜産」に含めます。

母集団情報の更新に使用

作物統計調査における経営体調査と母集団名簿の関係

【別添 8】

区分	経営体規模	サンプル抽出	調査方法
----	-------	--------	------

Aグループについては、5年前のデータを全国調査の母集団情報として使わざるを得ない

R7年産 (2025産)	R8年産 <名簿更新> (2026産)	R9年産 (2027産)	R10年産 (2028産)	R11年産 (2029産)	R12年産 (2030産)	R13年産 <名簿更新> (2031産)	R14年産 (2032産)	R15年産 (2033産)
-----------------	---------------------------	-----------------	------------------	------------------	------------------	----------------------------	------------------	------------------

<Aグループ> 野菜、花き	主産県 (全国の作付面積の上位8割)	大	(全数)	職員・調査員
		中	(標本)	郵送・オンライン
		小	(標本)	郵送・オンライン
	非主産県 (全国の作付面積の残り2割)	大	(全数)	職員・調査員
		中	(標本)	郵送・オンライン
		小	(標本)	郵送・オンライン
<Bグループ> 陸稲、かんしょ、 飼料作物、茶、 果樹	主産県 (全国の作付面積の上位8割)	大	(全数)	職員・調査員
		中	(標本)	郵送・オンライン
		小	(標本)	郵送・オンライン
	非主産県 (全国の作付面積の残り2割)	大	(全数)	職員・調査員
		中	(標本)	郵送・オンライン
		小	(標本)	郵送・オンライン

2020センサス	2025センサス	2025センサス	同左	同左	同左	同左	2030センサス	同左	同左
	2020センサス (半数入替え)	2025センサス (半数入替え)	同左 (半数入替え)	同左 (半数入替え)	同左 (半数入替え)	同左 (半数入替え)	2030センサス (半数入替え)	同左 (半数入替え)	同左 (半数入替え)
	2020センサス	-	-	-	-	2025センサス	-	-	-
2020センサス						2025センサス			
2020センサス		-	-	-	-	2025センサス	-	-	-
2020センサス						2025センサス			
2020センサス	2025センサス	2025センサス	同左	同左	同左	同左	2030センサス	同左	同左
	2025センサス (半数入替え)	2025センサス (半数入替え)	同左 (半数入替え)	同左 (半数入替え)	同左 (半数入替え)	同左 (半数入替え)	2030センサス (半数入替え)	同左 (半数入替え)	同左 (半数入替え)
	2025センサス	-	-	-	-	2030センサス			
-	2025センサス	2025センサス					2030センサス		
	2025センサス	-	-	-	-	2030センサス	-	-	-
	2025センサス					2030センサス			
						2030センサス			

<凡例>

職員・調査員調査

郵送・オンライン調査

<備考>

赤枠が全国調査年

Bグループの7年産については、従前の設計で行われ、階層設定がなされない。

【別添 9】

今回の諮問で予定されている調査時期・公表時期の変更

(注) 収穫期については、同じ作物でも地域により異なることから、収穫量調査の実施時期には幅がある。

